

情報セキュリティ特記事項

(基本事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、情報セキュリティの重要性を認識し、本委託業務の実施に当たっては、情報資産の取扱いにおいて、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。また、みやき町（以下「甲」という。）の定めるみやき町情報セキュリティ規程に基づき、本特記事項を遵守しなければならない。また、この契約による業務履行の必要性により個人情報の取扱いが生じた場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及びみやき町個人情報の保護に関する法律施行条例の例により適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、情報資産の適正な管理のため、内部の情報セキュリティに係る責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等)

第3条 乙は、本委託業務の実施に当たり、情報資産の取扱部署及び作業責任者並びに作業従事者を定めなければならない。

2 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するように作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特定事項に定める事項を遵守しなければならない。

(通常時及び緊急時の連絡体制)

第4条 乙は、本委託業務の実施に当たり、通常時及び緊急時の連絡体制を定め、甲に報告しなければならない。

(取扱区域の特定)

第5条 乙は、本委託業務に係る情報資産を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定めなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本委託業務に関して知り得た情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本委託業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本委託業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(取扱区域以外への持出の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本委託業務に係る情報資産を取扱区域以外へ持ち出してはならない。

(資料等の受渡し)

第10条 乙は、本委託業務を処理するために、甲から情報資産の提供を受ける場合は、授受票等で確認し行うものとする。

(資料等の保管)

第11条 乙が甲から提供を受けた資料は、漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、厳重に保管管理しなければならない。また、コンピュータ処理によって得た情報をコンピュータ内蔵の記憶装置にて保存する場合、厳重なセキュリティ対策を講じなければならない。

(資料等の搬送)

第12条 乙は、甲の指示に基づき資料等の搬送を行う場合は、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、甲の指示する方法により、厳重な搬送に努めなければならない。

(資料等の返却等)

第13条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る情報資産を、速やかに受託者に返還、廃棄又は消去しなければならない。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、情報資産の取扱を第三者に委託する場合は、この情報セキュリ

ティ特記事項で要求する措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と第三者との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第15条 乙は、本委託業務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、本委託業務を処理するために取り扱う情報資産の適切な管理体制が図れるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

(1) 在職中及び退職後においても本委託業務に関して知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(2) その他本委託業務を処理するために取り扱う情報資産の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告)

第16条 甲は、必要があると認める時は、乙が本委託業務を処理するにあたり、取り扱っている情報資産の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(検査の実施)

第17条 甲は、必要があると認める時は、乙の本委託業務に係る情報セキュリティの運用状況及び履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除)

第18条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(事故時の対応)

第20条 乙は、この契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(違反事実の公表)

第21条 乙が、この情報セキュリティ特記事項に違反し、契約を解除された場合、甲は、乙の名称及び違反事実を公表することができる。